

意見書案第 3 号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、誤った捜査や裁判により、罪を犯していない人の自由を奪い、刑罰によつては生命までも奪ってしまう。これは、国家による最大の人権侵害の一つであり、速やかに救済されなければならない。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済には気の遠くなるような年月がかかっている現状がある。

本県においても、湖東記念病院事件では、事件発生から再審無罪の判決が下されるまでに 17 年を要している。また、日野町事件では、一旦は再審開始決定が下されたものの、検察官の特別抗告により、いまだに係争中であり再審への道が閉ざされたままである。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

我が国の刑事訴訟法では、その第 4 編において、再審に関する規定（以下「再審法」という）が設けられているが、当該規定はわずか 19 条しか存在せず、再審請求手続に係る審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判官の広範な裁量に委ねられている。このことから、冤罪からの被害者救済の見地からは、再審請求に係る迅速で公平公正な審理が、十分に担保される仕組みとはなっていない。したがって、冤罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、裁判所の再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

再審は、冤罪被害者を救済するための「最後の砦」であり、再審法は直ちに改正されなければならない。よって、本市議会は、国に対し、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について再審法を改正することを強く求める。

記

1. 再審における全面的な証拠開示の制度化
2. 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
3. 再審法における再審手続に係る法整備

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 30 日

衆議院議長 宛
参議院議長 宛
内閣総理大臣 宛
法務大臣 宛

長浜市議会議長